

令和7年度第3回流山市成年後見地域連携ネットワーク会議議事録

記録：成年後見推進センター

1. 日時 令和8年1月27日火曜日 13時30分から15時00分まで

2. 場所 流山市ケアセンター4階第1・2研修室

3. 出席者

(1) 委員 (9名中9名出席)

千葉県弁護士会 長浜有平 委員 (会長)、千葉県社会福祉士会 古澤肇 委員 (副会長)、
千葉司法書士会 小出亮 委員、千葉県行政書士会 関谷一和 委員、
東葛市民後見人の会 越智邦子 委員、流山市民生委員児童委員協議会 平井加代子 委員、
流山高齢者安心ネット 上平慶一 委員、流山市地域自立支援協議会 澤田安識 委員、
流山市地域包括支援センター 高成田弘子 委員

(2) オブザーバー

千葉家庭裁判所松戸支部 山口智恵美 主任書記官

(3) 事務局

流山市健康福祉部 伊原部長

高齢者支援課 時田課長、武林課長補佐、杉岡係長、有井、小畑

障害者支援課 坂本課長、猪股 社会福祉課 田中係長 福祉政策課 金田係長

流山市社会福祉協議会 早川事務局長 福祉総務課福祉係 早川係長、渡邊

流山市成年後見推進センター (成年後見中核機関) 桃井、藤木、北島

4. 内容

(1) 開会・流山市健康福祉部長挨拶

- ・ 受任者調整を見越した事前関与スキーム (以下「スキーム」と記載) と、権利擁護アドバイザー (以下「アドバイザー」と記載) について、運用方法・相談範囲・依頼業務内容等を要綱として文書化し、これまでの協議趣旨との整合性や依頼業務範囲の妥当性、市民後見人の養成・育成に関する内容や、今後成年後見中核機関に求められる後見人等支援についても本会議で協議いただきたい旨が伝えられた。

(2) 流山市受任者調整を見越した事前関与スキームの試行について (報告・評価)

※資料1・2参照

- ・ スキーム適用4ケースのうちA-①、B-①、B-②の3ケースについて進捗を報告。
(A-②は支援が終結) 新たにB-③ケースについて、東葛市民後見人の会による事前関与とアドバイザーを試行している。
- ・ 試行により、成年後見制度利用を前提に介入しても状況変化により他の支援方針へ転換することが十分あり得ること。アドバイザーのzoom実施によって会議の効率化が図れたこと。アドバイザーの中で受任者調整が機能したことが報告された。
- ・ 弁護士からの助言に基づき介入していくA案。支援チームの構築を優先するB案。どちらを選択するか判断主体は成年後見中核機関だが、今後のケース増加を見据え、振り分

け方法や判断基準をブラッシュアップする必要がある、そのための振り返りを行うべきとの提案がされた。

(3) 同スキーム実施要綱および権利擁護アドバイザー設置要綱について

※資料3・4・9・10参照

- ・ 事務局よりスキームおよびアドバイザーの要綱案が説明された。今年度の試行によって、複合的な課題を有するケースは、①制度に繋がるまでグレーゾーンの支援が必要になりやすく、専門職の知見を加えたチーム支援が大きな力になること。②弁護士によるアドバイザーが状況整理と支援方針策定の強い支えになること。③後見人等候補者の事前関与は支援チームの早期構築および望ましい受任者調整に繋がること。以上が明らかになった。スキームおよびアドバイザーは、そのような仕組みがなければ支援困難なケースが少なからず存在するという問題意識から提案されている。
- ・ スキーム（後見人等候補者による早期関与）は、成年後見制度の利用が必要だが様々な問題により申立てが困難なケースに対し、専門職が申立て前から関与して本人・家族・支援者との信頼関係構築や情報収集、伴走支援を行うもの。スキームにおける支援期間は3～6ヶ月を1クールとして想定。この期間に対する報酬額は今後の調整課題である。
- ・ アドバイザー（弁護士による助言）は、早い段階で弁護士の知見を加え、情報の整理や支援方針の提案、法的リスクの提示、適切な後見人等の職種の提案などを行う。電話やオンラインも活用し、迅速な対応を可能とする。
- ・ 両制度が想定する「適切な職種の選定」と、より広い意味での「受任者調整」の機能をどのように切り分けて運用するかについて、整理を求める意見が挙げられた。
- ・ 対象者の範囲について、「成年後見制度の利用が望ましい方」に限定せず、「広く権利擁護が必要な方」にすべきとの意見が挙げられた。また、利用場面については、より柔軟な運用のため「その他」のような包括的な文言の追加が提案された。
- ・ 後見人等になる前の段階（候補者）では調査権限が限られる。どこまで情報収集が可能か。詳細な調査は正式な後見人等就任後に行うべきであり、本人以外の関係者の情報整理は弁護士法抵触に注意が必要とされた。
- ・ スキーム第2条の「受任者調整および事前関与を行う」という記載の時系列について、職種がある程度決まった後に関与が始まるため、現状の記述で問題ないとの事務局の見解が示された。
- ・ スキーム第3条の「後見人等候補者」という文言が確定的な印象を与えるため、「予定候補者」などへの変更が提案された。なお、後見人等の「等」は保佐人・補助人を含む意図がある。
- ・ スキーム第3条(2)「信頼関係の構築」を主目的とすることに違和感をおぼえるという意見があり、これを業務としてどのように評価するかが課題とされた。
- ・ スキーム第5条の「中核機関運営主管課」が指す部署名（高齢者支援課、障害者支援課）を明記した方が分かりやすいとの提案があった。
- ・ 事務局は「対象者の明確化」「業務内容の具体化」「文言の精査」など、本会議で挙げられた意見を踏まえ、引き続き要綱案のブラッシュアップと、委託料などの細かな仕様策定を

進める。

(4) 後見人活動の支援について

※資料5 参照

- ・ 後見人等の支援ニーズについて情報不足のため、後見業務を担われている5名の委員から事前に意見聴取を行った旨と、その結果が報告された。分析結果として、挙げられた意見を①「既に取り組んでいること」と「取り組んでいないこと」、取り組んでいない事の中でも②「現体制で導入可能なこと」と③「体制整備がなされることによって導入可能なこと」に分類した。
①既に取り組んでいることとしては、チーム支援の事務局機能（ハブ機能）があり、それ自体が後見人支援になり得ることが確認できた。②取り組んでいないが現体制でも可能なこととしては、家庭裁判所から親族後見人等の統計データの取得し潜在的ニーズの精査を行うことが挙げられる。③体制整備により導入可能なこととしては、関係者からの要望や苦情を受け止める窓口機能と、その周知活動。家裁と連携した親族後見人就任時の相談窓口案内。親族後見人を対象とした交流会の開催。後見人等への監督機能をもつことが挙げられる。
- ・ 成年後見中核機関では、すでに選任されている後見人から相談を受けることはなく、家庭裁判所への定期報告に対する支援も含め、ほぼ未着手の状態と言える。流山市社会福祉協議会が法人後見を実施しておらず、後見業務の実務経験がないことから、後見人支援として行える具体的内容に乏しい。
- ・ 優先順位が高いのは親族後見人への支援であり、申立て時の提出書類や報酬付与に関する定期報告書の書き方についてサポートができると良い。
- ・ 個人情報保護により親族後見人の情報は把握困難。もし親族後見人による後見業務の不備があっても、親族後見人から相談されるのでなければ介入が難しいという課題がある。
- ・ まずは現体制で可能な領域から着手し（メニューの見える化も必要）、専門職団体との連携のもと段階的に機能を増やすことが現実的。但し成年後見中核機関が全て抱える必要はなく、松戸市のように別に窓口を定めて振り分ける事も検討すべきとの意見が挙げられた。
- ・ 意見聴取に記載された事は理想だが、現体制でできることには限界がある。流山市社会福祉協議会が法人後見を実施する事が望ましく、今後の民法改正、終活事業、新たな日常生活自立支援事業の展開、市民後見人養成の必要性なども踏まえ見通しを立てる時期にあるのではないか。成年後見中核機関の機能というよりは、流山市社会福祉協議会の機能拡充として、計画的な人員増強などを検討すべきとの意見が挙がった。

(5) 後見業務の担い手拡充について

※資料6 参照

- ・ 資料6 成年後見制度需要予測図（修正版）は、各専門職団体の受任可能件数の算定方法を統一し、前回会議で使用した資料を再作成したもの。
- ・ 成年後見制度の需要は右肩上がり、将来的な担い手不足が想定されるが、直近での不足の根拠としては弱い。

- ・ 後見業務の担い手拡充は、養成後の活躍の場、受け皿の整備が肝要であり、そこを踏まえて慎重かつ計画的に整備を進めるべき。

(6) 流山市成年後見推進センターの事業実績について（報告・評価）

※資料7参照

- ・ 当センター主催の個別ケース会議を26回開催。前年度は15回であり、スキームのプレ実施などで主催会議が増加している。
- ・ 相談支援業務としては、12月までの延相談数が1,110件となっており、前年度868件を超過。医療機関からの相談が特に増加傾向にある。無料個別相談会は、法律相談の需要増により年6回から8回へ次年度より拡充予定。
- ・ 広報業務として、「障害のある子の親なきあと」のテーマで市民向け講演会を開催。参加者201名で盛況だった。出前講座は今年度の実施目標が12件、その内3件が障害者関連団体であり、以前と比べてニーズの高まりを感じている。
- ・ 近隣市社協への視察を複数回行い、「受任者調整」「担い手拡充」「法人後見」「終活支援事業」といった内容について情報を得た。

(7) ながれやま権利サポート会議および成年後見相談窓口連携会議について（報告・評価）

※資料7参照

- ・ ながれやま権利サポート会議（けんサポ）は12月9日の回が延期となり、次回3月10日に開催予定。
- ・ 第3回成年後見相談窓口連携会議（まどれん）を1月9日に開催。前半はスキームとアドバイザーの進捗報告。後半は一次相談窓口が感じる課題の共有が行われた。
- ・ 一次相談窓口から挙げた課題は、①申立て期間中に本人が亡くなる場合など、狭間の期間における支援の困難さや担保の問題。②類型（後見・保佐・補助）選定に関わる後見人候補者や医師との意識共有の困難さ。③後見人等の役割と、入居施設側の要望の間にあるギャップ。④生命の危機的状況における生活保護と権利擁護の迅速な連携の必要性。
なお、障害分野では成年後見制度を利用するケース数が多くないが、高齢分野のケース共有は学びに有益であり、他分野連携の会議は継続的に有用であるとされた。

(8) 流山市成年後見利用促進基本計画に基づいた次年度以降の取組について

※資料8参照

- ・ 当計画は令和6年度から令和8年度までを対象とし、次年度は現行計画の評価と次期計画の策定を進める。当計画では①地域連携ネットワークの構築②成年後見制度の利用促進③担い手の確保を掲げている。
- ・ ここまで協議を重ねてきたスキームとアドバイザーは、当計画で明示されている「権利擁護支援チームの形成支援」「相談窓口の対応力向上」「受任者調整」という複数の体制整備を併せて実現するための取組である。
- ・ 「担い手の確保」については、今年度まで検討、次年度実施を目標にしていた。しかし、目標の達成には成年後見中核機関の機能拡充が必要であるとして、次年度以降の協議に委ねられた。

- ・ 本会議で求められた成年後見中核機関の機能や将来像を、次期計画へ網羅的に反映することを求める意見が挙げられた。また、成年後見利用促進計画は高齢者支援計画・地域福祉計画など他計画と連携して推進されることが確認された。

(9) その他、連絡事項

- ・ 令和8年2月17日(火) 専門職対象研修会をオンライン開催する。成年後見制度を申立てる前さばきの段階における「意思決定支援」をテーマとしている。当ネットワーク会議で協議されている「事前関与スキーム」とも関連する内容であり、関係者の参加呼びかけと研修会の周知への協力が依頼された。
- ・ 次年度の成年後見地域連携ネットワーク会議の運営について。定例会を年3回と、必要に応じて臨時会を実施する。開催時期・内容は詳細決定後、委員へ通知する。次年度委員の委嘱について、各委員の所属団体へ2月頃に推薦依頼を行う。委員の任期は1年であり、再選を妨げないこととしている。